



「できた！」

No.47

文責 校長 木下和敏

学校・警察の相互連絡制度

今日から2月となりました。2月の代表的な和風月名は「如月（きさらぎ）」です。如月の由来には諸説あるそうです。「寒いので衣を重ねて着るから“衣更着（きさらぎ）”になった。」「陽気が更にやってくるので“気更来（きさらぎ）”となった」「草木の芽が膨らみだすという意味の“草木張月（くさきはりづき）”が変化した。」などです。梅の蕾も膨らむ2月が子どもたちにとって充実したものになることを願っています。

さて、本日、令和6年度新入学予定の保護者の方を対象に入学説明会を実施しました。コロナ禍で中止していた入学予定児童と来年度最高学年となる5年生との交流も実施しました。入学説明会では、学校生活のことについての説明のほか、長崎市教育委員会からの指示を受け、毎年、平成21年4月1日からスタートした「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」についても説明をさせていただいています。本制度について、保護者の皆様にも再度お知らせしたいと思います。（次ページ「別添資料」を参照ください。）

この制度は、子どもたちの非行や問題行動をなくして、子どもたちを健やかに育てることをねらいとしています。また、子どもの非行防止や問題行動の解決に、家庭、学校、警察が協力して対応することにより、子どもの健全育成を図ることを目的としており、警察や学校が把握した子どもの非行や問題行動について、ある一定のルールに基づいて相互に連絡するものです。どのようなことが連絡されるかというと、警察署から学校に連絡される事案は、例えば、警察が取り扱った非行事案です。非行事案とは、万引きや自転車盗等の窃盗事件、暴行や傷害等の犯罪行為のことです。また飲酒、喫煙、深夜徘徊等の行為で繰り返し補導され、警察が学校との連携が必要と認めた場合は、連絡されます。ただし、警察で取り扱った少年事件や補導事案の全てが学校に連絡されるものではありません。学校が把握した子どもたちの問題行動等は、基本的に保護者と協力しながら解決していきます。このスタンスは今後も変わりません。学校が警察署に連絡する事案とは、犯罪性があり、学校の再三の指導にもかかわらず、指導に従ってもらえず、解決できないような事案になります。学校は、子どもたちへの指導を放棄して、警察に連絡するわけではありません。例えば、再三の指導にもかかわらず「悪質ないじめを繰り返す」とか、「校内での暴力行為や対教師暴力、器物損壊」などを起こした場合は、十分検討した上で、警察に連絡する場合があります。学校としては、このようなことにならないように、保護者の皆様と連携して、生徒指導に力を入れていきますので、御協力をお願いします。

この制度は、長崎県教育委員会と長崎県警察本部が締結した協定により実施していますが、その内容を記した協定書には「秘密保持及び情報の適正な管理を徹底し、本制度の目的を逸脱した取り扱い厳禁」「懲戒等に当たっては、確実な調査を行い、適正な措置を講ずる」などの留意事項が記載されており、本校でもこれに則って適切に運用しています。子どもたちの非行や問題行動の減少と子どもの健全育成のために、今以上に家庭・学校・警察が連携・協力できる体制づくり、環境づくりに努めたいと考えています。この制度は、保護者の皆様の理解と協力なくして成り立たないと考えていますので、制度の趣旨を御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。（※説明資料から一部抜粋・引用）

2月の主な行事予定

日	曜日	行 事 等	日	曜日	行 事 等
5	月	1年生授業参観・学級懇談会	16	金	6年生授業参観・学級懇談会
7	水	学校評議員会	20	火	3年生授業参観・学級懇談会
8	木	4年生授業参観・学級懇談会	22	木	5年生授業参観・学級懇談会
11	日	建国記念の日（12日は振替休日）	23	金	天皇誕生日
15	木	2年生授業参観・学級懇談会	26	月	えがお授業参観・学級懇談会

学校・警察 相互連絡制度の概要

平成 21 年 4 月 1 日から運用開始

本制度は、児童生徒の非行の防止と問題行動の解決について、学校と警察が連携を密にして対応することにより、児童生徒の健全育成を図ることを目的として平成 21 年 4 月 1 日から運用されています。

背景



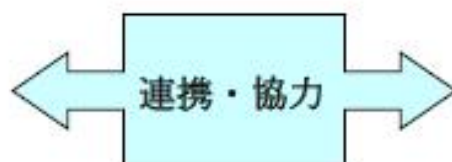
少年非行が深刻化し、凶悪化・低年齢化の傾向にあることに加え、高度情報化社会の進展に伴い、新たな児童生徒に関する問題が起こっています。児童生徒の非行や問題行動は、早期発見・早期対応が重要であるため、学校と警察が児童生徒の健全育成を担う最前線の機関として、情報交換・連携を一層充実させることが求められています。

目的

児童生徒の非行の防止・問題行動の解決について、学校と警察がそれぞれの役割を果たしながら、相互に理解を深め、連携を密にして対応することにより、児童生徒の健全育成を図ることを目的としています。



学 校



警察署

学校が把握した児童生徒の非行や問題行動のうち、校長が警察署との連携が必要であると認める事案（犯罪性があり、学校の再三の指導にもかかわらず、指導に従わず解決できない事案など）。

※ 基本は、学校と保護者の協力により解決する。



- 1 警察が取り扱った非行事案（犯罪行為全般）
- 2 その他刑罰法令に触れる事案やそのおそれがある事案
- 3 飲酒、喫煙、深夜徘徊などを繰り返す場合

※ 該当する全ての事案が連絡されるわけではない。